

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和34年1月19日、資格喪失日は36年7月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年1月から同年7月までは6,000円、同年8月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年6月までは9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ごろから36年ごろまでのうちの約3年  
私は申立期間中、A社という事業所で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の供述から、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間とほぼ同じ時期となる昭和34年1月19日から36年7月21日までの30か月間について、申立人の生年月日とは相違するものの、申立人と同姓同名(旧姓)で、かつ、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者資格記録が確認できる。

さらに、申立人が挙げた申立事業所における元同僚及び別の元同僚は、「勤務時期・期間は明確に分からないが、申立人が申立期間当時、申立事業所で勤務しており、申立人と同姓同名の従業員は他にいなかった。」、「私は、申立

人と同時期に申立事業所へ入社し、申立人と同じ部署・業務に従事していたが、申立期間当時、申立人と同姓同名の従業員は他にいなかった。」などと供述している。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和34年1月から同年7月までは6,000円、同年8月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年6月までは9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を、昭和46年9月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月ごろから47年2月1日まで

私は、昭和46年9月ごろから47年3月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中も申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格の取得日は、申立期間直後の昭和47年2月1日と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人が申立事業所において昭和46年9月17日に資格を取得しており、申立期間に当該事業所において勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時に申立事業所において経理事務を担当していたとする元同僚及び申立期間当時の社会保険事務の責任者であったとする元同僚は、申立事業所では当該期間当時、従業員を社員、準社員、準工員の区別なく、入社時から厚生年金保険に加入させていたと供述している。

さらに、申立事業所において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているオンライン記録上の元同僚28人のうち、連絡の取れた9人から聴

取したところ、その全員が、申立事業所における勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると供述しているとともに、これら元同僚9人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日を突き合わせた結果、このうちの7人は両資格取得日が完全に一致し、ほかの2人も、雇用保険の資格取得日から2、3週遅れて厚生年金保険資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、申立期間当時の社会保険関係資料が無いとして、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 鹿児島国民年金 事案 644

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年12月まで

申立期間当時は商売をしていたので、金融機関の担当者が毎日、売上金を集金に来ており、その際に、私の妻が税金などと一緒に夫婦二人分の国民年金保険料の納付を依頼していた。当時の領収書や通帳は水害に遭って手元がないが、現住所に転居するまでの間は納付書で納付していたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、その妻についても申立期間とほぼ同期間の国民年金保険料が未納となっていることが確認でき、申立期間は、45か月と長期間である上、当該期間直後の期間について、夫婦二人とも免除申請を行っていることなどを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付についての記憶が明確で無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 645

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から59年12月まで

申立期間当時は商売をしていたので、金融機関の担当者が毎日、売上金を集金に来ており、その際に、私が税金などと一緒に夫婦二人分の国民年金保険料の納付を依頼していた。当時の領収書や通帳は水害に遭って手元がないが、現住所に転居するまでの間は納付書で納付していたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、その夫についても申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが確認でき、申立期間は42か月と長期間である上、当該期間直後の期間について、夫婦二人とも免除申請を行っていることなどを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確で無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月ごろから 52 年 9 月ごろまで  
② 昭和 53 年 7 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A社で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②についても、同社で勤務していたにもかかわらず、当該期間における加入記録が無い。しかし、この期間は、私が、一旦退社していたA社へ昭和 53 年 2 月に再入社した後、同社に籍を置き給料も同社から受けながら、子会社で設立間もないB社へ出向していた時期に当たる。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が挙げたA社の元上司で、かつ、B社の元事業主の供述などから、申立人がそれぞれの事業所で働いていたことが推認できる。

しかしながら、A社では、申立期間①及び②当時の賃金・社会保険関係書類を保管していないため、これらの期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、A社の元役員及び前出の同社の元上司から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得ることはできない上、申立人が挙げた、申立期間①及び②当時に同じ業務を行い申立人の入社前から在籍していたとする元同僚について、その厚生年金保険の加入記録を見ると、これらの期間当時には加入記録が無く、当該期間の後の昭和 57 年 9 月 1 日から加入記録が確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録

がオンライン記録どおり、昭和 53 年 2 月 5 日から同年 7 月 31 日までの間確認できるのみであり、申立期間①はもとより、申立期間②においても、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立人が出向していたとする B 社については、平成 21 年 6 月 4 日に適用事業所ではなくなっている上、当該事業所における前述の元事業主は、申立期間②当時の関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の申立人の出向元での控除状況等は不明であると回答している。

また、B 社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録どおり申立期間②の直後の昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 11 月 21 日までの間確認できるのみであり、申立期間②において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の雇用保険の加入記録が申立期間①の後で、かつ、申立期間②の直前の昭和 53 年 2 月 5 日から同年 7 月 31 日までの間確認できるのみであり、申立期間①はもとより、申立期間②においても確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 458

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月ごろから同年 5 月ごろまで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和 46 年 3 月の短大卒業後に、申立事業所へ入社し正社員として働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間の一部となる昭和 46 年 4 月 21 日から同年 5 月 31 日まで、A社（現在はB社）で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が唯一挙げた元上司に聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

また、申立事業所における申立期間当時の元同僚が、「私は、入社から 2、3 か月間は試用期間とされ、この期間には厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、一部の従業員を入社後直ちには、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、申立期間当時の同社に係る人事記録・給与関係書類等は保管しておらず、また、委託先の社会保険労務士が保管している昭和 34 年 4 月以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書には申立人の氏名は見当たらなかったと回答している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことか

ら、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。